

事 務 連 絡
令和7年3月21日

別記 関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
医 療 費 適 正 化 対 策 推 進 室

40 歳未満の者に係る特定健康診査に相当する健康診査結果の記録の写しに関する
保険者間の情報照会及び提供について

厚生労働行政の推進について、日ごろより格段の御協力を賜り、御礼申し上げます。

特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）の記録については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）第 27 条第 1 項及び第 4 項並びに特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」という。）第 13 条の規定により、保険者は、加入者が加入していた保険者に対し、当該加入者の特定健診等に関する記録の写しの提供を求めることができ、当該記録の写しの提供を求められた保険者は、記録の写しを提供しなければならない（以下「保険者間引継ぎ」という。）こととされています。

先般、「社会保険診療報酬支払基金等に提出可能な健診結果の閲覧用ファイルについて」（令和 6 年 9 月 19 日付け事務連絡）において、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 69 条第 1 項その他の法令に基づき、労働者及び被保険者等の健康の保持増進のため、事業者又は保険者が 40 歳未満の者に対して実施した任意の健診（以下「任意健診」という。）についても、当該任意健診の結果情報を保険者が取得した場合においては、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会に対して提出可能な健診結果の対象とすることをお示したところです。

一方、40 歳未満の者に係る特定健康診査に相当する健康診査結果の記録の写し（以下「40 歳未満の者の健診データ」という。）については、医療保険各法等において、高確法第 27 条第 1 項及び第 4 項並びに実施基準第 13 条と同様の保険者間引継ぎに関する規定がないため、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 27 条第 1 項に定める例外を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、加入者が加入していた保険者以外の保険者に 40 歳未満の者の健診データを提供することはできないこととされていますので、ご留意いただくようお願いいたします。

また、オンライン資格確認等システムを利用して保険者間引継ぎを行う場合は、社会保険診療報酬支払基金の特定健診・保健指導システム又は都道府県国民健康保険団体連合会が提供する特定健診等データ管理システム（以下「本システム」という。）を通して行われていますが、本システムにおいては、40 歳未満の者の健診データについて、あらかじめ本人の同意を得ていない場合であっても保険者間引継ぎが可能となっていたため、当該機能を停止するためのシステ

ム改修を行うことを予定しています。システム改修の間、本システムを使用する場合は、下記のとおり取り扱うとともに、本事務連絡の内容について御了知及び関係団体等へ周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、システム改修が終了しましたら、改めて別途お知らせいたします。

記

1. 社会保険診療報酬支払基金「特定健診・保健指導システム」
健診ダウンロード>リクエスト機能における健診識別区分については、「特定健診」を選択する（「指定なし」及び「事業者健診」は選択しない。）。
2. 都道府県国民健康保険団体連合会「特定健診等データ管理システム」
共同処理メニュー>ファイルアップロード>事業主健診結果アップロードにおいて、事業主健診結果取得要求ファイルをアップロードしない（事業主健診結果データ登録は可能。）。

以上

【照会先】

保険局医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室 川中・木下
(代表電話) 03-5253-1111
(直通電話) 03-3595-2164

(別記)

団体名
保険者及びその中央団体
国民健康保険中央会
全国国民健康保険組合協会
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
共済組合連盟
日本私立学校振興・共済事業団
地方公務員共済組合協議会
都道府県
都道府県国民健康保険主管課
その他関係団体
社会保険診療報酬支払基金
保健医療福祉情報システム工業会